

保育所等における新型コロナウイルス感染症対応 八重山郡外^(※1)に渡航した場合の登所の判断基準(在所児童向け^(※2))

(※1) 石垣市・与那国町以外

(※2) 保育所職員等は竹富町総務課通知適用。

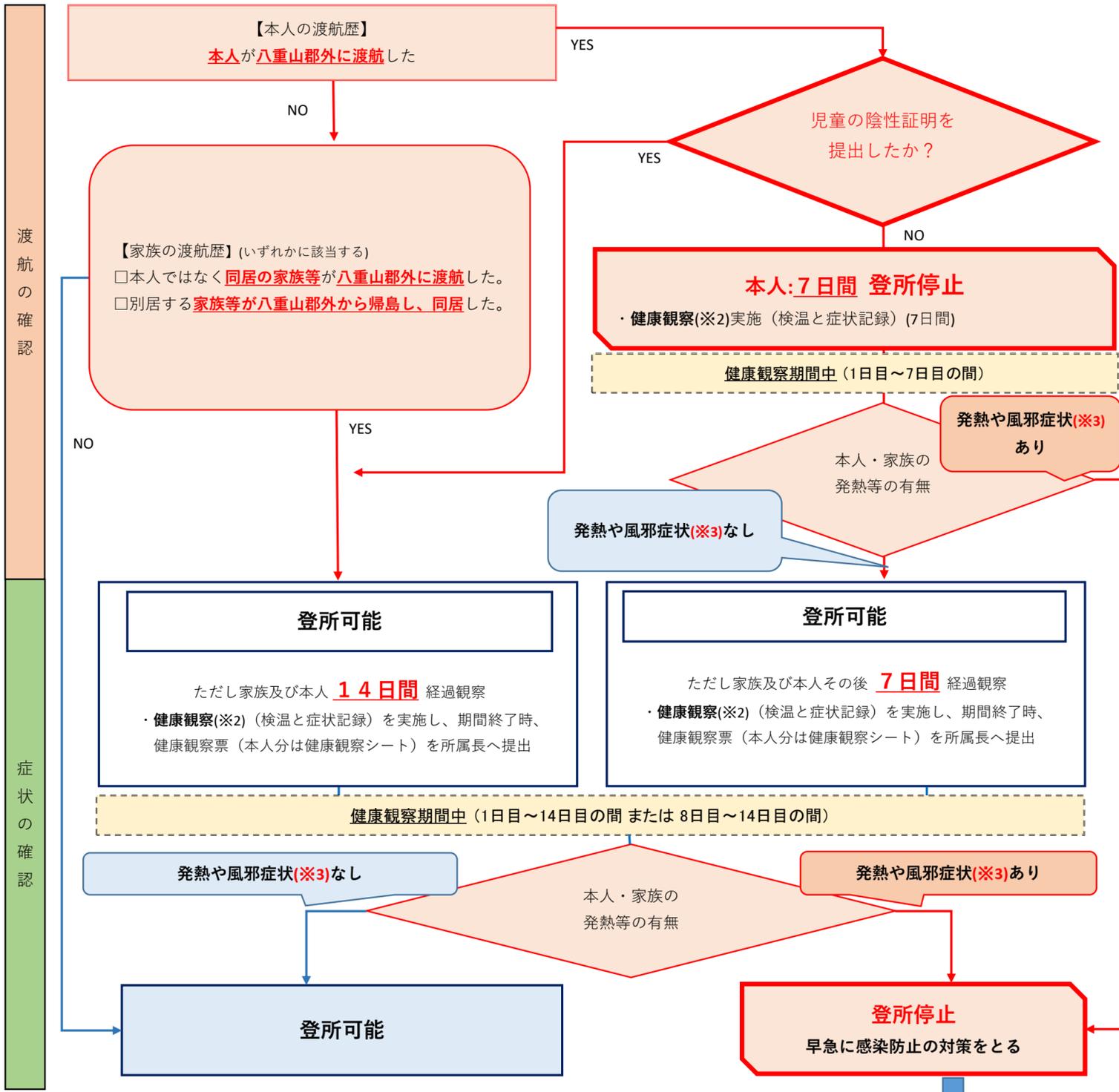
【対象者】

竹富町立保育所(全7ヶ所)の通所する児童

(対象施設: 竹富保育所、黒島保育所、小浜保育所、大富保育所、上原保育所、西表保育所、波照間保育所)

◆判断基準の準用を推奨する施設等… ファミリーサポートセンター

【適用期間】 令和4年1月9日(日)～令和4年1月31日(月)



※八重山郡外に渡航後、発熱や風邪症状がある場合や濃厚接触等の懸念がある場合は、下記相談窓口にご相談ください。その後、竹富町福祉支援課または最寄の保育所に登所についてご相談頂けますようお願いいたします。

<相談先>

- かかりつけの医療機関
- 沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口(コールセンター)
電話: 098-866-2129 受付時間: 24時間対応
- 竹富町新型コロナウイルス感染症相談窓口
電話: 0980-82-7529

(※2)健康観察は、本人及び同居家族等を対象とします。
(※3)発熱や風邪症状は、発熱、呼吸器症状(せき、のどの痛み、鼻水・鼻づまり等)、頭痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常、消化器症状(下痢、嘔吐等)等を指します。



その他留意事項: 竹富町福祉支援課子育て支援係からの通知(「八重山郡外へ渡航した場合の登所判断基準について」)をご参照ください。

【本件のお問合せ先】 竹富町福祉支援課 (TEL 0980-83-7415) または最寄の保育所